

予防監察実施結果概要（令和7年度）

- 対象箇所
24局（267部所）
- 監察結果

1 実地調査（28か所）における主な改善指導事項：事故に繋がる危険性が高く、速やかな改善が必要

（1）意思決定の不備

- ・ 起案文書に理由を記載せずに文書の施行を遡及適用しており、意思決定の内容に不備がある

（2）保有個人情報や外部記録媒体の管理不備

- ・ 個人情報取扱事務委託の仕様書で定める個人情報等が復元できないように確実に消去した旨及びその方法の報告がない、過去の音声データがICレコーダに残存しているなど、情報流出の危険性がある

（3）公印の押印・管理不備

- ・ 公印刷り込み文書の印刷発注で貸与した印影を復元不可能な形で消去したことの報告を受けておらず、流用の危険性がある

（4）現金、金券等の管理不備

- ・ 現金出納簿への記帳が適切に行われておらず、公金の横領、窃取、詐取等につながる危険性がある

2 随時監察（70か所）で確認された主な課題：職員の服務事故が発生しても、職場が気付かない危険性

（1）出勤整理を毎日実施していない

- ・ 出勤時の未打刻、事前申請のない出張等があり、出勤状況の確認が行われていない

（2）テレワークが要綱・Q&Aに則って正しく実施されていない

- ・ テレワーク実施の開始時、休憩前、終了時に業務内容の報告がなく、当日の業務遂行状況の把握ができていない

3 予防監察・随時監察において見られた主な好事例：事故防止に資する取組で、他局でも参考になる手法

（1）過去の指摘事項等を踏まえた職員への意識啓発

- ・ 昨年度の予防監察において全庁で指摘された改善指導等から、公印等に関する項目を洗い出し、「公印押印前の確認事項」として押印場所に掲示することで、職員への意識啓発を図るとともに、適正な事務処理を促進していた。

（2）独自視点を活かした職員への注意喚起

- ・ 「ミス防止6箇条～ここに気を付けよう～」を作成、執務室内に掲示し、職員のミス防止に向けた注意喚起を実施していた。
- ・ 管内の事故発生場所を地図上で可視化した啓発チラシ「自転車利用の注意点」により交通事故の予防啓発を実施していた。